

**令和8年度**  
**佐渡市産業振興施策**  
**・補助金等制度について**

**佐渡市地域振興部地域産業振興課**

日時 令和8年3月24日(火) 13:30~  
会場 佐渡市役所 大会議室

# 1 中小企業人材力向上支援事業

## 事業の内容

### 事業目的

優秀な人材の育成・確保を推進するため、資質又は技術の向上を図るための市外での資格取得を推進します。

### 事業概要

○補助対象者 市内の中小企業者

#### ○補助対象経費

【市外での資格取得】

(1)受験料

(2)旅費のうち、船賃、宿泊費

(3)教材費(必要なものに限る)

○補助率 右記参照

○補助限度額 **1人につき10万円以内**

注)同一年度に**1事業所延べ10人(回)まで**

### ◎補助対象経費と補助率(変更なし)

(1)「受験料・受講料」……………補助率50%

(2)旅費

①乗船料(2等CF)……………補助率50%

②路線バス……………補助対象外

③新幹線・電車など……………補助対象外

④宿泊料……………補助率50%

(3)その他、必須のテキストなど……………補助率50%

### ◎申請方法

予算の範囲内で随時受付ます。

#### ※申請方法が変わります

・資格取得後に申請書を提出してください。

・R8年4月1日～R9年3月31日までに取得した資格が対象です。

・必ず『会社名』の領収書をご用意ください。

(提出書類)

・補助金交付申請書兼請求書

・納税証明書(佐渡市提出用)

・補助対象経費の領収書等の写し

・資格案内の写し

・資格取得証明書

・申請金額の積算根拠書類



# 2 人材・労働力確保支援事業補助金

## 事業の内容

### 事業目的

人材・労働力確保のため、市内事業者の採用活動の活発化、外国人材受入による労働力確保を支援することで、求職者から「選ばれる企業」を増やす

### ○補助の対象となる業種

中小企業基本法に定める下記のもの

市内の中小企業者、社会福祉法人(社会福祉法第22条に規定する法人)、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

※系統出荷による収入が主である個人農林水産業者は除く

### ◎申請方法

予算の範囲内で随時受付ます。

ただし、事業に着手する前に申請書の提出が必要です。着手後(交付決定前に対象経費を支払ってしまった場合)の申請は受付できませんので、ご注意ください。

(提出書類)

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書及び収支予算書
- ・申請金額の積算根拠書類
- ・納税証明書(佐渡市提出用)

### ○補助対象経費・補助率・補助限度額

補助率は対象経費の50%以内、補助限度額は次の表のとおり

# 2-2 人材・労働力確保支援事業補助金

## 事業の内容

### <採用活動枠>

	インターンシップ受入費用	面接費用
対象経費	インターンシップの受入時に負担する場合の経費 <b>同一年度1事業者あたり延べ5人(回)まで。ただし、Ni-ful認定事業者においては、1事業者あたり延べ10人(回)まで</b>	就職面接に係る費用を負担する場合の経費 <b>交通費(市内外問わず)、船賃、宿泊費。同一年度1事業者あたり3人(回)まで。ただし、Ni-ful認定事業者においては、1事業者あたり5人(回)まで</b>
予算上限	短期:2万円 中期:15万円 長期:50万円	2万円

Ni-ful … 多様で柔軟な働き方の推進や仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに積極的に取り組む企業を県が認定するもの

### <外国人材雇用促進枠>

	手数料支援	生活支援	交通費支援
対象経費	受入に関する手数料等	対象家電、Wi-Fi設備、自転車の購入費用	指定区間のバス定期券
予算上限	25万円	2万円	6万円

# 3 物産展等出展支援事業

(旧:地場産品販路開拓支援事業補助金)

**※令和7年度と変更ありません**

## 事業の内容

### 事業目的

自社製品の情報発信や同業種・異業種との交流拡大、消費者等の情報収集を目的として見本市・商談会等へ出展し、市内の優れた製品の市場開拓や、新製品等の販路拡大を支援します。

### 事業概要(補助要件、補助率など)

#### ○補助対象者

市内に工場又は事業所を有する製造業・小売業

#### ○補助対象経費

- (1)出展小間代 (2)小間装飾料
- (3)製品運送料 (4)基本工事料
- (5)光熱水道料 (6)旅費のうち船賃、宿泊費

※(6)については、1回につき2人分までを上限

※宿泊費は前泊・後泊含めて7泊分

#### ○補助率

右記参照

#### ○補助限度額

見本市・商談会等は20万円、物産展は10万円

※同一年度に1事業所3回まで

### ◎補助対象経費と補助率

- (1)出展小間代 (2)小間装飾料
  - (3)製品運送料 (4)基本工事料
  - (5)光熱水道料
  - (6)旅費
    - ①船賃(2等CF) ……補助率50%
    - ②宿泊費 ……補助率50%
    - ③鉄道賃・航空賃・バス賃など ……補助対象外
- ……補助率50%

### ◎申請方法

予算の範囲内で随時受付ます。  
ただし、事業に着手する前に申請書の提出が必要です。  
着手後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

#### (提出書類)

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書及び収支予算書
- ・見本市等の開催案内等
- ・申請金額の積算根拠書類
- ・納税証明書(佐渡市提出用)



※R8年4月1日～R9年3月31日までに出品し、対象経費の支払いが完了したものが対象です。

※必ず「会社名」(申請者名)で領収書をご用意ください。

※必ず事業完了日から20日以内に実績報告を提出してください。

# 4 雇用機会拡充事業

## 事業の内容

### 事業目的

雇用の増加を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ります。

### 事業概要(補助要件、補助率など)

#### ○補助対象者

- ・佐渡市内において創業する者(事業を承継する者を含む)
  - ・佐渡市内の事業所において、事業拡大を行う者
  - ・主として佐渡市の商品、サービス等の販売を目的として佐渡市以外の地域において創業する者
- ※業種による制限はありません。

#### ○補助対象経費・補助率・補助限度額

区分	補助率(補助金上限額)
創業	補助対象経費の4分の3(上限450万円)
事業拡大	補助対象経費の4分の3(上限1,200万円)
設備投資を伴わない事業拡大	補助対象経費の4分の3(上限900万円)

※設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上していないものを指します。

## 事業に関する要件

### ○雇用

- ①創業の場合、初年度の交付決定の日から翌々々年の2月末日までに従業員を新たに雇用し、助成終了後においても雇用が継続又は拡大が見込まれること。
- ②事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、助成終了後においても雇用が継続又は拡大が見込まれること。
- ③佐渡市以外の地域において創業する者の場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある佐渡市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、助成終了後においても雇用が継続又は拡大が見込まれること。

### ◎申請スケジュール(予定)

(※令和9年度事業実施者向け)

令和8年11月上旬～12月上旬

事前相談・事前協議書の受付

令和9年1月下旬～2月 1次・2次審査

令和9年4月1日 交付決定

**※令和8年度の募集は終了しました。**

# 5 佐渡市特定創業支援等事業計画

## 事業の内容

### 事業目的

創業希望者や創業間もない事業者に対し、継続的な支援を行うことで創業の促進と開業率の向上を図る。

### 対象者

創業予定者、創業後5年未満の事業者

### 事業概要

- 創業支援機関(商工会、金融機関等)が実施する相談・セミナー等を活用
- 「経営・財務・人材育成・販路開拓」の4分野を、1か月以上・4回以上受講



- 終了後、市へ申請し証明書を交付

### 【主なメリット】

- ・会社設立時の登録免許税の軽減
- ・日本政策金融公庫の融資利率引下げ
- ・信用保証の利用要件緩和(創業前から利用可)
- ・持続化補助金(創業枠)の上限拡充(50万円→200万円)

### 注意

- ※本制度は市が直接補助金を交付するものではありません。
- ※市が交付する「証明書」を各制度の手続き時に提出することで、税制・融資等の優遇措置を受ける制度です。
- ※制度の利用(セミナー・相談等)に関するお問い合わせは、創業支援事業者へ直接ご連絡ください。

創業支援事業者一覧表

特定創業支援事業者	支援内容	お問合せ先			
		両津	相川	佐和田	南佐渡
佐渡商工会連絡協議会	創業相談 専門家派遣事業	0259-27-5128	0259-74-3236	0259-52-3148	0259-66-2458
		0259-86-2216			
新潟県商工会連合会	創業セミナー 創業相談	連合会	025-283-1311		
株式会社第四北越銀行	創業相談	両津支店	0259-27-2101		
		佐和田支店	0259-52-6111		
		南佐渡支店	0259-88-3939		
株式会社大光銀行	創業相談	佐和田支店	0259-57-2188		
新潟県信用組合	創業相談 創業アカデミー	佐和田支店	0259-52-3181		
		畑野支店	0259-66-2212		
新潟大栄信用組合	創業相談	相川支店	0259-74-2274		
新潟県信用保証協会	創業相談	佐渡支店	0259-57-2011		
第四北越リサーチ & コンサルティング株式会社	創業相談		025-256-8110		
株式会社日本政策金融公庫	創業相談 創業セミナー	新潟支店	025-246-2012		

# 6 海上輸送費支援事業

佐渡で生産、製造された製品の島外出荷及び原材料の移入にかかる海上輸送費を補助します。

## 事業の内容

### ○補助対象者

補助対象品目を島外出荷する団体又は事業者

(佐渡市離島活性化協議会への加入が条件となり、入会後から補助対象になります。)

### ○補助対象品目

水産加工品、原木、電気機械、飲料、農産加工品

(対象品目に該当するかについては電話でお問い合わせください。)

### ○補助対象経費

佐渡で生産、製造された製品の島外出荷にかかる海上輸送費

(海上輸送にかかった経費を証明できる書類があることが条件です。)

### ○補助金額

海上輸送費の5分の4以内(予算の範囲内)

### ○募集期間

随時申込受付

### ○注意点

- ・毎月補助対象となる海上輸送費を報告していただきます。
- ・補助金は3月中に1年間分を一括して支払います。
- ・宅配便利用による移出入は対象外です。



※その他、生鮮品などの佐渡産農水産物の市外出荷も補助対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

# 7 佐渡市制度融資

## 事業の内容

### 事業目的

中小企業者・個人事業主等に対して、事業活動に必要な資金調達を円滑にすることで経営基盤の強化・経営の健全化を図ります。

融資名	地方産業育成資金	産業振興資金
融資対象者	● 市内に住所がある事業所で、 <u>対象業種(※1)</u> を営んでいる者 ● 市税の未納がない者	● 市内に住所があり、現在の事業を1年以上営んでいる者 ● 市税の未納がない者
資金用途	運転資金 ・ 設備資金	運転資金 ・ 設備資金 ・ 借換資金(※2)
融資限度額	1,000万円以内	1,000万円以内
貸付期間	運転 5年以内、設備 7年以内	運転・設備 7年以内(据置期間1年を含む)
貸付利率	年2.60%・2.30%・2.10%	年2.60%・2.30%・2.10%(※3)
返済方法	取扱金融機関の一般業務の例による	均等償還
融資枠	4.8億円	5.6億円

※1 地方産業育成資金対象業種: 鉱業, 採石業, 土砂採取業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業, 郵便業、卸売業, 小売業、  
(一部業種は対象外) 不動産業, 物品賃貸業、学術研究, 専門・技術サービス業、宿泊業, 飲食サービス業、生活関連サービス業, 娯楽業、  
教育, 学習支援事業、複合サービス業、サービス業(他に分類されないもの)

※2 借換利用は、産業振興資金のみ可能(ただし、同日完済が条件)

※3 「経営革新計画」の承認を受けて事業を実施する対象者の場合は、利率を0.5%引き下げ

取扱金融機関: 第四北越銀行・大光銀行・新潟縣信用組合・新潟大栄信用組合・JA佐渡(順不同)

# 8 信用保証料補給

## 事業の内容

### 事業目的

中小企業者等が新潟県信用保証協会の債務保証付きで融資を利用する際に発生する信用保証料の全部又は一部を助成することにより、事業資金調達の円滑化を図ります。

対象となる制度融資		貸付金額	補給割合
佐渡市地方産業育成資金		1,000万円以下	75%
佐渡市産業振興資金		1000万円以下	75%
新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)	第1項、第5項	3,000万円以下	30%
新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)	第4項	3,000万円以下	100%
新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)	第3項	5,000万円以下	100%
新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)	第6項	1,000万円以下	25%
新潟県小規模企業支援資金(一般要件枠)		1,000万円以下	50%
新潟県小規模企業支援資金(小口零細企業保証制度要件)		2,000万円以下	50%
新潟県中小企業創業等支援資金(創業枠)		3,500万円以下	50%
新潟県中小企業創業等支援資金(第二創業枠)		2,000万円以下	50%
新潟県中小企業創業等支援資金(再チャレンジ枠)		2,000万円以下	50%

※ 令和9年3月31日までに実行された融資が対象となります。

# 8-2 信用保証料補給

## 事業の内容

### 事業目的

中小企業者等が新潟県信用保証協会の債務保証付きで融資を利用する際に発生する信用保証料の全部又は一部を助成することにより、事業資金調達の円滑化を図ります。

対象となる制度融資	貸付金額	補給割合
新潟県事業承継資金	1億円以下	50%
新潟県フロンティア企業支援資金	5,000万円以下	30%
新潟県商店街活性化支援資金	5,000万円以下	30%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証(創業者枠)	100万円以下	100%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証(一般枠)	300万円以下	100%
事業者カードローン当座貸越根保証	1,000万円以下	20%
当座貸越根保証	8,000万円以下	10%
無担保当座貸越根保証	8,000万円以下	10%
商工貯蓄共済融資(斡旋融資制度)	2,000万円以下	30%

※ 令和9年3月31日までに実行された融資が対象となります。

# 9 物価高騰等対策利子相当給付金

## 事業の内容

### 事業目的

昨今の物価高騰等の影響を受け、経営の安定に支障を来している市内中小企業及び小規模事業者等の方の経営の安定を図り、その影響からの脱却に向けた市内事業者の事業再生を推進するため、対象の制度融資を受けた島内事業者の方へ利子の一部に相当する給付金を給付します。

対象制度	給付金額	対象年度 (融資実行日)
【佐渡市】 地方産業育成資金	融資実行額に応じた定額給付 (2~20万円)	令和7年度
【佐渡市】 産業振興資金		令和7年度 令和8年度
【日本政策金融公庫】 小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)		令和7年度 令和8年度
【新潟県】 物価高騰等対策特別融資		

物価高騰に苦しむ市内事業者の  
皆様を応援します！



### 給付金申請受付期間

令和8年4月1日～令和8年10月15日  
※令和8年9月末日までに対象制度の融資を実行したものに限りです。

融資実行後に、佐渡市へご申請ください。(取扱金融機関経由も可)

※期日一括で返済する融資、利子総額が給付金の額を下回る場合は対象外となります。

※複数制度を利用する場合は、いずれか一つの融資に対して給付(1事業者1回の申請)します。

詳細は佐渡市ホームページをご確認ください。

### 【提出書類】

- ・申請書兼請求書
- ・融資実行のわかる根拠資料(金銭消費貸借契約書等)
- ・返済予定表
- ・金融機関等による提出の場合は、委任状

# 10 地域の振興を促進するための税制上の特別措置(過疎税制)

## 事業の概要

**事業目的** 税の優遇により離島(過疎)地域の産業振興を図り、離島の自立的発展を促進する

**対象者** 製造業、旅館業、情報サービス業等※1、農林水産物等販売業※2を行う法人または個人

※1 情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業 ※2 農畜産物・水産物卸売業、野菜・果実小売業、酒小売業 など

**適用要件** 国、県、市が定める対象の取得価額が以下のもの **業種、資本金別に要件が異なる**

**資本金**

5,000万円以下

～1億円以下

～1億円超

**取得価額**

500万円以上

1,000万円以上

2,000万円以上

(情報サービス業等、農林水産物販売業又は個人の場合)  
資本金の額に関係なく取得価額(合計額)が500万円以上

※ 備品は対象外

※ 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた額が対象

### 《国税》 特別措置

○対象 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得、建設、改修等

○優遇措置  
5年間の割増償却 税負担の軽減

○特別措置を受けるには・・・  
佐渡市が発行する確認書類を  
税務署に提出

### 《県税》 特別措置

○対象 機械・装置、建物・附属設備等に係る新增設

○優遇措置  
・不動産取得税 課税免除  
・事業税 3年間の課税免除

○申請期限  
県が定める期日まで

### 《市税》 特別措置

○対象 機械・装置、建物・附属設備等に係る新增設

○優遇措置  
固定資産税 3年間の課税免除

○申請期限  
課税免除を受けようとする年の  
1月末日まで

# 11 先端設備導入促進基本計画に基づく支援措置

## 事業の概要

中小企業等経営強化法に基づき、事業者が生産性向上に向けた設備投資を行う「先端設備等導入計画」の認定を実施しています。認定された事業者は、固定資産税の特例軽減や、補助金申請における優先採択、信用保証の特例などの支援を受けられます。

### 【固定資産税の特例軽減】

項目	
固定資産税 特例率・期間	①1.5%以上の賃上げ表明がある場合、 <u>3年間、特例率1/2</u> ②3.0%以上の賃上げ表明がある場合、 <u>5年間、特例率1/4</u> ※ <u>令和9年3月31日までに取得した設備が対象です。</u> ※ <u>従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を必ずご提出ください。</u>
設備の要件	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された設備
対象設備	①機械装置(160万円以上) ②測定工具・検査工具(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物附属設備(60万円以上) ※ 償却資産として課税されるものに限り ※ 設備等は、計画認定後に取得することが必須です。取得後の設備について「先端設備等導入計画」の認定を受けることはできません。
その他	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと

### 認定の流れ

1. 従業員に賃上げ表明を行う。
2. 従業員より賃上げ表明の確認を受ける。
3. 認定経営革新等支援機関から「先端設備導入計画」と「投資計画」について「事前確認書」を発行してもらう。
4. 必要書類を添付し、佐渡市に先端設備等導入促進計画を申請し、「認定書」の交付を受ける。
5. 設備を取得する。
6. 翌年1月に佐渡市に税務申告を行う。

※ 認定後に計画内容の変更が生じた場合は変更申請が必要です。

**産業振興に関する各補助制度等についてのお問合せは・・・**

## **佐渡市地域振興部地域産業振興課**

**TEL 0259-67-7863(直通)**

**メール [sangyo@city.sado.niigata.jp](mailto:sangyo@city.sado.niigata.jp)**